

熊本	一、三九、五元	△	一、六六、二四	△	三、二六、〇〇
大分	一、二四、八六	△	七、八〇元	△	七、二二
富崎	九、五、〇〇	△	三、三五	△	八元
鹿兒島	一、〇七、三三	△	二九、二八	△	三、六〇
沖繩	二、三、九五	△	八、三三	△	一、八一〇元

なほ、内外地を通ずる昭和十七年度米實收高により昭和十八年度に於ける米供給金を總覽すると左表の如く、今後に收穫せらるる、臺灣一期米を三百萬石と見て、通計二百萬石前後の増加の見込である。

内地	昭和十七年度	昭和十八年度
	(十六年産米)	(十七年産米)
朝鮮	二四、八八四、六四二	一五、六八九、五七八
臺灣	四、一〇九、四七九	四、三五九、四四五
一期	三、八三八、八二六	—
總計	八八、〇二二、二一八	八六、八二四、八五五

臺灣一期實收

大政翼賛會の結婚獎勵對策に關する 上申

大政翼賛會に於ては現下人口に對策中の急務たる結婚獎勵の具體策として昭和十八年一月二十日左の如き婚案を政府へ上申した。

趣旨

さきに閣議決定をみた「人口政策確立要項」はさしあたり昭和三十五年内地人口一億の實現を要望してゐる、然るにわが國の出生率は近年低下の傾向にある、有效適切なる出生増加方策の實施こそ現下喫緊の要務たり、出生増加の一方策として結婚の獎勵は必要

なり、また有配偶人口の出生意欲並に有配偶人口の量に差等なき限り、有配偶人口の平均年齢若ければ若き程出生率は高かるべくこの理由に依つて出生増加の一方策として結婚年齢の引下げは必要なり、敍上の意味において左の如き結婚獎勵對策の實現を要望するものなり。

方策

結婚を阻害しをれる原因は多様多岐に互れるを以て、結婚獎勵策も亦これに即應して多面的に策定實施するの要あるべし。

(一) 結婚報國思想の啓培 結婚生活を回避せんとする態度は個人主義思想に立脚するものといふべく、かゝる誤れる結婚觀を是正し、家族の繁榮なくしては國家の繁榮を期待し得ざるを以て家族精神の昂揚、結婚報國思想の啓培に努むるを要す、この啓蒙運動には大政翼賛會、大日本婦人會等が當る

(二) 結婚費用の節減 わが國の結婚風習には、美風として長く保存せしむべき點尠しとせざるも他面虚榮的、形式的、迷信的なる惡風も見られ、特に結婚披露宴費及び支度費に多額の冗費を支出しつゝある實情に鑑み、結婚費用の節減を圖ること最も肝要なり。

今參考の爲に東京市及び農村における夫妻の平均結婚費用について見るに夫の結婚費用中結婚式及び披露宴費に支出せらるる割合は著しく多く東京市において三割七分、農村においては實に四割六分以上に達しをれり、また妻の結婚費用中、支度費に支出せらるる割合は著しく多く、東京市において七割九分、農村においては實に八割六分を占

めをれり、試みに滋賀縣下における舊式結婚と新式結婚とによる結婚費用の差異について見るに、夫の平均結婚費用は三百七十七圓より百八十五圓に、即ち百九十二圓を節減し殊に結婚式及び披露宴費八百三十九圓より六十三圓に激減しをれり、また妻の平均結婚費用は九百六十一圓より四百四圓に、即ち五百五十七圓を節減し、殊に支度費は八百八十七圓より三百五十六圓に激減しをれり、この結果より判斷すれば在來の結婚費用を半減せしむることは可能なり。

全國的に見て、在來の結婚費用總額を以て二倍の結婚の費用を賄ひ得ることとなるべし、依つて政府及び大政翼賛會は在來の結婚用式に強力なる規制を加へ「嚴肅にして、しかも簡素なる結婚様式に節はしむべく大々的に結婚簡素化運動を展開するの要あるべし。

(三) 婚資貸付制度の創設 標準的結婚費用の限度において婚資貸付制度を實施せば結婚を促進し得るものと考へらる、婚資貸付制度を實施し相當の實績を挙げつゝあるはナチス獨逸なり、獨逸において一九三三年六月「失業緩和法」中の第五章に「結婚助成法」を規定しその後失業者の減少するに及び「結婚助成法」は専ら人口政策的性格を帯びるに至りたり獨逸においては結婚總數に對し約三割以上は婚資貸付結婚なり、わが國においては昭和十六年五月より國民優生聯盟において優生結婚資金貸付の斡旋をなしをれるも、利率年八分の高率なる點よりして貸付件數は甚だ少數なり「人口政策確立要綱」には婚資貸付制度創設の方針を明示しをれる事實に鑑みこの際速に

國または地方自治體その他公益團體は簡易なる條件に於て婚資貸付制度を創設するの要ありと史料す。

(四) 結婚保險制度の創設 豫て結婚費用の積立をなされしめ、且つ適齡期における結婚數を増大せしめんがため國營の結婚保險を創設すべき必要ありと信ず、結婚保險は或る年齡に達する未婚者より一定の掛金を徴收し、結婚適齡期において結婚せる者に最高額の結婚費用を保險金として支拂ひ結婚年齡の遅延するに應じてその給付を減額するものなり。

(五) 結婚年齡の引下げ 結婚年齡は著しく早婚に過ぐる場合を除き若ければ若き程夫婦關係持續時間は長くなり、従つて出産力は高まる道理なり、妻の結婚年齡十六歳未満は早婚に過ぎ十六歳乃至十八歳に於いて結婚せる者に比し却つて平均出生兒數は少し、併し十七歳以上において結婚年齡の高まると反比例して、平均出生兒數は次第に減少す。

近來晩婚の風顯著となり、妻の平均結婚年齡は支那事變直前約二十四歳強にしてその平均出生兒

數は四・一に過ぎざるなり、然るに「人口政策確立要綱」は夫婦の平均出生兒數五兒を要望しをれるを以て結婚年齡を引下げる必要あるはいふを俟たざる所なり、妻の結婚年齡を二十一歳に引下ぐるに於いては「人口政策確立要綱」の要望しをれる五兒の平均出生兒數を示すこととなるべし、されど女子の結婚適齡期を二十一歳に限定せんとするものに非ず。

(六) 有配偶者に對する經濟的援助の徹底 獨身者と有配偶者、無子家庭と多子家庭との經濟的負擔の均衡を圖る目的をもつて (イ) 所得税における扶養家族控除額の引上げ (ロ) 家族手當の増額につき割期的措置を講ずる。

(七) 妊産婦、乳兒保護施設の強化、産院及び乳兒院の擴充、出産用衛生資材並に育児用物資の配給機構整備、産前産後の休養付與、出産に對する健康保險給付の増額等その保護施設を擴充強化する要あり。

(八) 保育所の普及 工場、鑛山、商店、事務所、農

村等に汎く託兒所を設置せしむると共に職場において母乳を與ふるの便宜を供與する必要あり。

(九) 住宅難の打開 住宅の拂底は結婚を遅延せしむるの事實あるに鑑み、特に大都市にありては庶民住宅の供給につき特別の措置を講ずる要あり。

(一〇) 結婚指導斡旋網の整備 わが國の結婚は古來媒介者の斡旋に依つて成立しをれるものにして官公署、民間會社、工場においてそれぞれ結婚指導斡旋組織を完備すると共に國民大衆を對象として統一ある結婚指導斡旋組織網を結成により結婚を著しく促進し得。

この組織網は最下部組織として町村を單位となし、都市にありてはこれを適當に區割して若干の單位に分ち府縣にそれぞれ地方支部を設置して、府縣内各下部組織の連絡に當らしめ全國的統轄機關として中央團體を組織するものとす。